

第1章

県構想見直しの理由と進め方

県構想は、県下市町村の市街地のみならず農山漁村を含めた全域において、各汚水処理施設（下水道、集落排水、浄化槽など）の整備を適切な役割分担のうえ計画的に実施していくことを目的に策定しています。そして、県構想の策定、進捗管理及び見直しは県が主体となり、市町村と連携して進めています。

従来の県構想は、2011年2月に策定した「いわて汚水処理ビジョン 2010」であり、施設整備等の目標年度を2018年度として取り組んできました。その結果、岩手県全体の汚水処理人口普及率は、策定当時（2009年度末）の71.9%から、2016年度末時点で79.8%まで向上しましたが、県民すべてが等しく享受できるまでには至っていません。

一方、汚水処理施設の増加や整備の長期化とともに、これまで整備してきた施設の改築更新費用の増加、人口減少に伴う使用料金収入の減少等が汚水処理事業の経営に影響を及ぼしてきています。

国では、整備の早期完了、長期的な運営管理の検討を目的として、持続的な汚水処理システムの構築に向けた都道府県構想策定マニュアルを改訂するなどし、これまでの県構想を見直すよう要請しています。

この章では、このような状況を踏まえ、新たに県構想を見直した理由とその進め方について説明します。

1.1 県構想の見直し理由

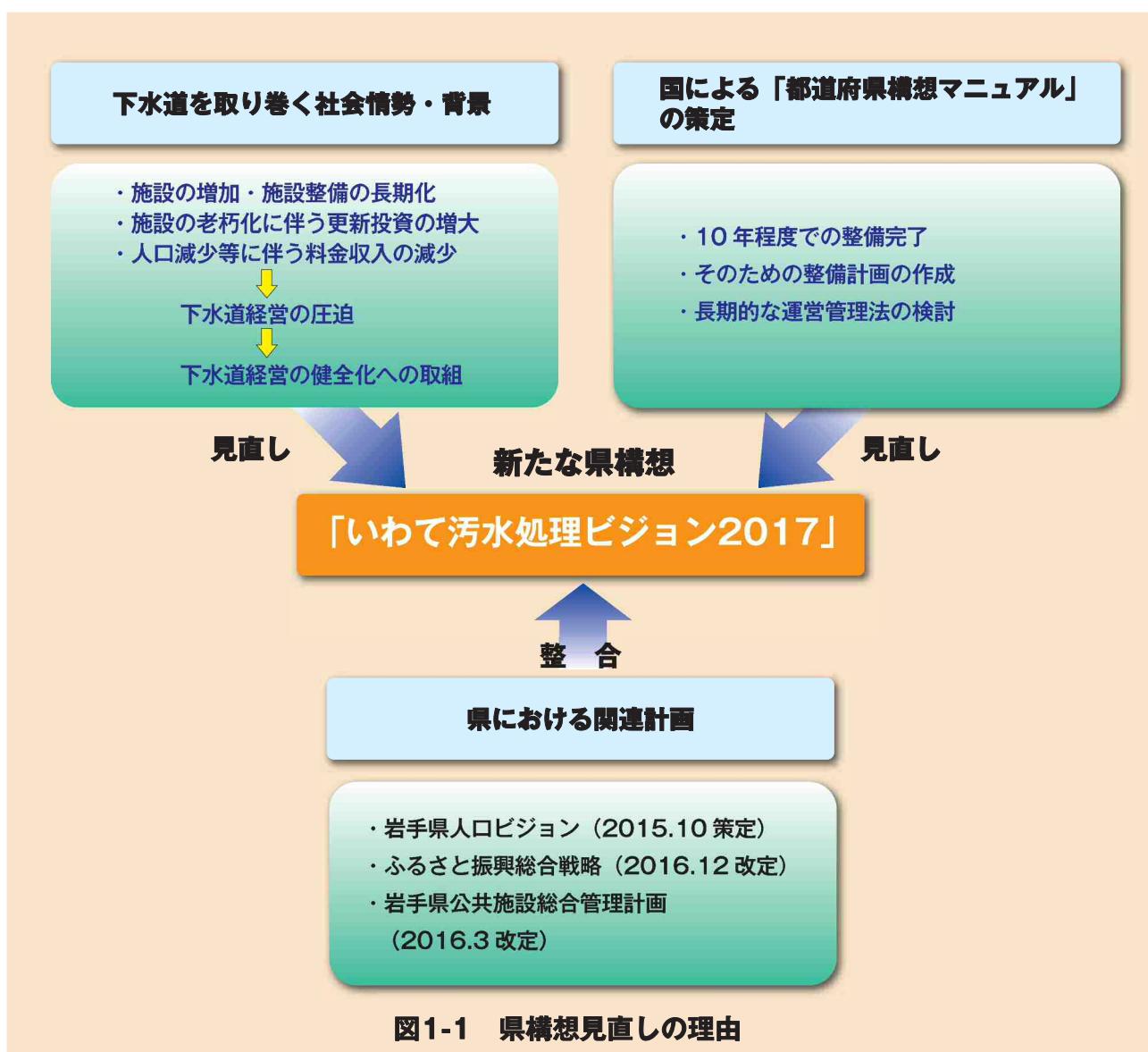


図1-1 県構想見直しの理由

これまで岩手県の汚水処理施設整備は、市町村等と連携して作成した「いわて汚水処理ビジョン2010」に基づき、適切に事業を実施してきたところです。

その結果、2016年度末の処理場数は174箇所、下水管きょ延長は約5,400kmとなり、汚水処理人口普及率は79.8%まで上昇しました。

しかし、県民の約20%の方々には必要な汚水処理施設の整備が未だなされておらず、施設整備が長期化しています。このため、未整備地区では早急な施設整備が求められています。

※事業の実施状況等については、資料編：資料20、26、29を参照。

一方、既整備地区では、これまでに整備した施設の適切な維持管理と効率的な改築・更新を進めていかなければなりません。このため、施設の老朽化に伴う更新費用は増大することが想定されます。

また、人口減少や少子高齢化社会が進むなか、下水道等の使用料金収入が想定より伸びていない状況となっています。

これらの社会情勢の変化や背景は、下水道経営に大きな影響を与えていました。このため、下水道経営の健全化への取組みが必要となっています。

国においては、今後 10 年程度を目処に汚水処理の概成を目指した各種汚水処理施設の整備に関するアクションプランを策定すること、持続可能な汚水処理の運営を行うため、既整備地区において長期的（20～30 年）な観点から効率的な改築・更新や運営管理手法について検討することを要請し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を 2014 年 1 月にとりまとめたところです。

県においては、人口減少に歯止めをかけ 2040 年に 100 万人程度の人口を確保するよう展望した「岩手県人口ビジョン」を策定しています。また、岩手県人口ビジョンを踏まえふるさとを振興し人口減少に立ち向かうための「ふるさと振興総合戦略」、計画的な更新や長寿命化、施設配置の最適化により、財政負担の軽減及び平準化を図るなど長期的視点に立った公共施設等マネジメントの取組を推進するための「岩手県公共施設総合管理計画」を策定しています。

これらの社会情勢の変化や厳しくなる処理施設の経営など課題に対応する新たな構想の策定が必要となっていました。

※「岩手県人口ビジョン」、「ふるさと振興総合戦略」、「岩手県公共施設総合管理計画」については、資料編：資料 8、9、10 を参照。

1.2 県構想策定の進め方



図 1-2 県構想策定の進め方

県構想の策定にあたっては、まず市町村において、2016 年度から 2017 年度にかけて今後の汚水処理施設の整備計画（アクションプラン）を策定しました。

2017 年 3 月には、学識経験者や専門家の方々から成る「いわて汚水処理ビジョン検討委員会」を設立し、計 4 回にわたって新構想について中長期的な視点から検討、提言を頂き、これらをとりまとめて構想案を作成しました。

また、2017 年 10 月から 11 月にかけてパブリックコメントを実施し、県民の皆様の意見を反映しています。

最終的に県関係部課と市町村により構成されている「岩手県汚水適正処理推進会議」で協議・承認され、新しい県構想が策定されました。

※「いわて汚水処理ビジョン検討委員会」「パブリックコメント」「岩手県汚水適正処理推進会議」については、
資料編：資料 53、54、55、56、57 を参照。